

就業応援金キャンペーン キャンペーン規約

株式会社アットキャド

株式会社アットキャド（以下「当社」）が実施する「就業応援金キャンペーン」（以下「本キャンペーン」）の対象となる方は、本規約をお読みください。対象となる方には、当社との雇用契約の締結時に、本規約へのご同意を確認させていただきます（第11条）。

第1条（キャンペーン概要）

対象者が第4条の適用条件をすべて満たした場合、当社は就業応援金を支給します。就業応援金は、当社での派遣就業に対して支給するものです。

- フルタイム勤務の方：100,000円
- 時短・週短勤務の方：50,000円

時短・週短勤務とは、就業開始時の雇用契約における所定労働時間が週35時間未満の就業（1日の勤務時間が短い場合、週の勤務日数が少ない場合のいずれも含みます）をいいます。

第2条（キャンペーン期間）

- 対象となる雇用契約の締結期間：2026年10月22日から2027年1月31日まで（当社との雇用契約の締結日＝就業条件を通知し、雇用契約に合意した日が期間内の方が対象）
- 就業開始日が期間後となる場合も対象とします。

いずれも日本時間を基準とします。

第3条（対象者）

次のいずれかに該当し、日本国内で就業する方を対象とします。

1. 当社で派遣社員として就業したことがない方（当社への登録時期は問いません）
2. 当社での最終就業日から、雇用契約に合意した日までに6か月以上経過している方

本キャンペーンの対象となる就業は、当社の有期雇用派遣に限ります。

第4条（適用条件）

対象者が次のすべてを満たした場合に適用されます。

1. 当社との雇用契約に合意する前までに、アットキャド派遣求人サイトへの会員登録（キャンペーン開始前からの登録を含みます）を完了していること。Indeed等の他の求人サイトを經由して応募した方も、会員登録を要します。
2. 当社との雇用契約に合意する前までに、当社公式LINEアカウントの友だち追加と会員連携を完了していること。
3. 就業開始月を1か月目として、5か月目の末日まで当社で派遣就業していること。途中で派遣先が変わった場合や、派遣先の都合による契約終了の後に次の就業までの期間があった場合も、5か月目の末

日まで当社で就業していれば対象とします。また、紹介予定派遣により、5か月目の末日より前に当該派遣先に直接雇用された場合は、直接雇用されるまで当社で派遣就業していれば、本項の条件を満たしたものとみなします。このほか、当社が特に認めた場合は、本項の条件を満たさない場合でも対象とすることがあります。

4. 就業応援金の支給時点で、当社派遣求人サイトの会員登録を継続しており（退会していない）、当社公式LINEアカウントをブロックまたは友だち削除しておらず、会員連携を解除していないこと。

第5条（適用除外）

次のいずれかに該当する場合は、本キャンペーンの適用外となります。

1. 第3条の対象者に該当しない場合（当社での最終就業日から6か月未満の方、当社で継続して就業中の方を含みます）
2. 第4条の適用条件を期限までに満たしていない場合（ただし、第4条1・2の期限については、当社が特に認めた場合はこの限りではありません）
3. 無期雇用派遣、人材紹介による就業の場合
4. 2026年10月21日以前に当社との雇用契約に合意していた場合
5. 会員連携の内容に誤り・不足があり、または当社への登録情報と一致しない場合
6. 第三者の情報をういて会員登録または会員連携をした場合
7. 虚偽の申告その他不正または不適切な行為があったと当社が判断した場合
8. 本人の責に帰すべき事由（勤怠不良、服務規律違反等）により、派遣契約が終了し、または交代となった場合

第6条（就業応援金の支給）

1. 就業応援金は、就業開始月を1か月目として、5か月目の給与と合わせて一括で支給します。
2. 第4条3の紹介予定派遣による直接雇用の場合は、当社で派遣就業した最後の月の給与と合わせて、全額を一括で支給します。
3. 確認に時間を要する場合や登録情報に不備がある場合は、翌月以降の支給となることがあります。
4. 就業応援金は給与として取り扱い、所得税・社会保険料・雇用保険料の控除対象となります。
5. 支給額（フルタイム／時短・週短）は、就業開始時の雇用契約の所定労働時間で判定します。
6. 就業応援金の支給は、お一人様1回限りとします。
7. 支給後に、申告内容の虚偽その他の不正、または本規約への重大な違反が判明した場合、当社は支給した就業応援金の返還を求めます。

第7条（注意事項）

1. 本キャンペーンは、就業をお約束するものではありません。
2. 適用条件の達成状況や、適用外となった理由など、個別のお問い合わせにはお答えできかねます。
3. メールマガジン等の配信停止のみを行った場合は、適用外とはなりません。

第8条（個人情報の取扱い）

会員登録、会員連携および同意フォームでお預かりした個人情報は、本キャンペーンの適用条件の確認、税金・社会保険に関する手続き、お問い合わせ対応、求人情報のご案内、当社サービスの改善のために利用し、当社の個人情報保護方針に基づき適切に取り扱います。

第9条（キャンペーンの変更・中止）

天災地変、法令の改廃、システム障害その他当社の合理的な支配の及ばない事由がある場合、当社は事前に告知のうえ、本キャンペーンの内容を変更、延期または中止することがあります。この場合でも、変更等の時点ですでに適用条件をすべて満たしている方には、その時点の内容に基づき支給するよう努めます。

第10条（免責）

本キャンペーンへの参加により生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

第11条（規約への同意）

本規約は、本キャンペーンのページ（<https://www.at-cad.com/campaign/welcome26-27/>）に掲載します。本キャンペーンの対象となる方には、当社との雇用契約の締結時に本規約の内容をご説明し、当社が案内する方法（同意フォーム等）により、本規約へのご同意を確認させていただきます。

以上

2026年10月22日 制定
株式会社アットキャド
東京都渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル15F